

茨城県報第1248号

平成13年3月26日

月曜日

告 示

~-	-ジ
指定居宅介護支援事業者の事業の変更 (高齢福祉課)1	
指定居宅介護支援事業者の事業の廃止 (高齢福祉課)2	<u> </u>
大規模小売店舗の変更の届出 (2件) (商業流通課)2	<u> </u>
家畜伝染病予防法に基づく検査の実施 (畜産課)4	Ļ
道路の区域の変更 (2件) (道路維持課)10	0
道路の供用の開始 (2件) (道路維持課)10	0
土地区画整理組合の事業計画の変更 (都市整備課)11	1
土地改良区役員の就退任 (土地改良事務所)11	1
公告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告 (2件) (生活文化課)13	3
争議行為の予告通知の公表 (労働政策課)14	4
(警察本部)	
平成13年度茨城県警察官A・B採用特別試験の実施14	4
(監 査 委 員)	
随時監査の公表	9
正誤	
平成13年2月22日付け茨城県報第1239号中	ი

茨城県告示第323号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第82条の規定に基づき、事業の変更の届出を受理したので、同法第85条の規 定により告示する。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	指定時の事業所の名称	指定時の事業所の 所 在 地	サービス の種類等	変 更 事 項	変 更 年月日
株式会社カシマクオ リティーライフ	株式会社カシマクオリ ティーライフ	鹿島郡波崎町矢田部 12642 - 1	居宅介護支援事業	(事業所の名称) 株式会社カシマク オリティーライフ 指定居宅介護支援 事業所	平成13年 3月1日
社会福祉法人 北茨城市社会福祉協 議会	北茨城市社会福祉協議 会指定居宅介護支援事 業所にこやかセンター	北茨城市磯原町本町 2-4-16	居宅介護支援事業	(事業所の名称) 北茨城市社協ケア プランナー 「のぞみ」	平成13年 3月1日
株式会社テンダーケ アジャパン	そよ風 土浦	土浦市田中1 - 1 - 32	居宅介護支援事業	(事業所の名称) 土浦ケアセンター そよ風	平成13年 3月1日

茨城県告示第324号

介護保険法 (平成9年法律第123号) 第82条に基づき、事業の廃止の届出を受理したので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービス の種類等	廃 止 年月日
八郷町	八郷町指定居宅介護支援事業所	新治郡八郷町柿岡2750	居宅介護 支援事業	平成13年 3 月31日

茨城県告示第325号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見書を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 名称及び代表者氏名 株式会社 伊勢甚本社 代表取締役 綿 引 昭 好
- (2) 住所

水戸市泉町2丁目3番2号

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地 常陸太田ショッピングセンター 常陸太田市塙町2952 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 茨城ウエルマート株式会社

代表取締役 竹 越 彰

西茨城郡友部町大字小原字和尚塚2695 - 115

(変更後) ジャスコ株式会社

代表取締役 岡 田 元 也

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

(3) 変更の年月日

平成13年2月21日

(4) 変更する理由

営業譲渡のため

3 届出年月日

平成13年3月9日

······

茨城県告示第326号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、 同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお,この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見 書を本日から4月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (1) 氏名

勝 村 巌 男

(2) 住所

水戸市堀町1021

- 2 届出事項の概要
- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルマート堀町店

水戸市堀町1020 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 茨城ウエルマート株式会社

代表取締役 竹 越 彰

西茨城郡友部町大字小原字和尚塚2695 - 115

(変更後) ジャスコ株式会社

代表取締役 岡 田 元 也

東京都千代田区神田錦町1丁目1番地

(3) 変更の年月日

平成13年2月21日

(4) 変更する理由

営業譲渡のため

3 届出年月日

平成13年3月9日

······

茨城県告示第327号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項の規定に基づき、牛のブルセラ病、牛の結核病、牛のヨーネ病、アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病、ブルータング、牛の口蹄疫、牛の伝染性海綿状脳症、馬伝染性貧血、馬伝染性子宮炎、馬パラチフス、馬ウイルス性動脈炎、豚の口蹄疫、豚の流行性脳炎、家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)、家きんペスト、兎粘液腫及び腐蛆病の検査を次のとおり受けることを命ずる。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 牛のブルセラ病検査
- (1) 実施の目的

牛のブルセラ病の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。ただし、生後12か月齢未満のものを除く。
 - a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛
 - イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。
- (4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

凝集反応検査 (急速凝集反応法, 試験管凝集反応法), 補体結合反応検査及びその他の検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 2 牛の結核病検査
- (1) 実施の目的

牛の結核病の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。ただし、生後12か月齢未満のも

のを除く。

- a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛
- イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。
- (4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

ツベルクリン検査及びその他の検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 3 牛のヨーネ病検査
- (1) 実施の目的

牛のヨーネ病の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

- (3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
 - ア 実施区域内で飼育する次に掲げる牛で家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。ただし、生後12か月齢未満のものを除く。
 - a 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
 - b 種付けの用に供する目的で飼育している雄牛
 - イ その他飼育している区域を所管する家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。
- (4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査、細菌検査、エライザ法及びヨーニン検査及びその他の検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 4 アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病及びブルータング検査
 - (1) 実施の目的

アカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、牛流行熱、イバラキ病及びブルータングの発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している牛 (未越夏牛とし,原則として,最終の採血が終了するまでワクチン接種を行わない牛。)を対象に,地理的・自然的条件を考慮して,家畜保健衛生所長が選定した牛。

(4) 実施の期間

原則として、平成13年6月下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬。

(5) 実施の方法

臨床検査、中和試験及びゲル内沈降反応検査。

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 5 牛の口蹄疫検査
- (1) 実施の目的

牛の口蹄疫の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 6 牛の伝染性海綿状脳症検査
- (1) 実施の目的

牛の伝染性海綿状脳症の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた牛。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 7 馬伝染性貧血検査
- (1) 実施の目的

馬伝染性貧血の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している馬(生後180日未満の馬を除く。)で、当該家畜の所在地を所管する家畜保健衛生 所長が必要と認めた馬。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

寒天ゲル内沈降反応検査及びその他の検査。

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨

- 8 馬伝染性子宮炎検査
- (1) 実施の目的

馬伝染性子宮炎の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

本病の保菌馬と疫学的に関連のある馬及び過去に発生があった区域から移送されてきた種雄馬又は種雌馬のうち、本病の検査結果が不明な繁殖に供する馬。その他家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 9 馬パラチフス検査
- (1) 実施の目的

馬パラチフスの発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた繁殖に供する馬。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査, 凝集反応検査 (急速凝集反応法, 試験管凝集反応法) 及び細菌検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 10 馬ウイルス性動脈炎検査
 - (1) 実施の目的

馬ウイルス性動脈炎の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県北及び県南家畜保健衛生所管内。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認めた馬。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

11 豚の口蹄疫検査

(1) 実施の目的

豚の口蹄疫の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた豚。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

12 豚の流行性脳炎検査

(1) 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施する区域で飼育している肥育豚のうち家畜保健衛生所長が必要と認めた豚。

(4) 実施の期間

平成13年6月1日から平成13年11月30日まで。

(5) 実施の方法

血清検査、臨床検査及びウイルス検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

- 13 家きんサルモネラ感染症 (ひな白痢に限る。) 検査
 - (1) 実施の目的

家きんサルモネラ感染症(ひな白痢に限る。)の発生予防のたけ。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種卵を生産する鶏及びその候補鶏。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

急速凝集反応法。

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

14 家きんペスト検査

(1) 実施の目的

家きんペストの発生予察のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた鶏。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

15 兎粘液腫検査

(1) 実施の目的

兎粘液腫の発生予察のため。

(2) 実施の区域

県北家畜保健衛生所管内。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 家畜保健衛生所長が必要と認めた兎。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法 臨床検査。

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

16 腐蛆病検査

(1) 実施の目的

みつばちの腐蛆病の発生予防のため。

(2) 実施の区域

県下一円。

(3) 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 実施区域内において飼育しているみつばち。

(4) 実施の期間

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。

(5) 実施の方法

臨床検査及び細菌検査。

茨 城 県 報

(6) その他

実施の細部については、所轄家畜保健衛生所長の指示による。

茨城県告示第328号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成13年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 河内竜ケ崎線
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員		延	長	摘	要
			メートル		メートル		
 龍ケ崎市字寺後3918番地先から	IB	最大	17.4		20		
能グ呵仰子分後3910街地元から	ID.	最小	16.0		20		
等左峽主字主後2040聚 4 - 地生主	ŻC	最大	30.0		20	田洋北	÷ #=
龍ケ崎市字寺後3919番4地先まで	新	最小	17.4		20	現道拡	ム『曲

茨城県告示第329号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第1項の規定に基づき,道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、平成13年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。 平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 354号
- 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘 要
		メートル	メートル	
行方郡玉造町字海辺甲1963番 5 から	旧	最大 64.5	184	
1]万仰玉垣则子海边中1903年3 から	ID.	最小 23.4	104	
 行方郡玉造町字高須甲1453番1地先まで	新	最大 89.6	184	送の即≐ル罕
11万仰玉垣町子同須中1453留 1 地元ま (机	最小 64.5	104	道の駅設置

茨城県告示第330号

平成13年3月26日

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、平成13年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

茨城県知事 橋 本 昌

1 路 線 名 一般国道 354号

行方郡玉造町字海辺甲1963番 5 から 2 供用開始の区間

行方郡玉造町字高須甲1453番1地先まで

3 供用開始の期日 平成13年3月28日

茨城県告示第331号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定に基づき,道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年3月26日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

線 名 一般国道 124号 1 路

2 供用開始の区間 鹿嶋市大字宮中字東山314番 4 地先から

鹿嶋市大字宮中字三笠山2306番1地先まで 鹿嶋市大字宮中字三笠山2306番1地先から

鹿嶋市大字宮中字三笠山2398番2地先まで

3 供用開始の期日 平成13年3月27日

茨城県告示第332号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第39条第1項の規定に基づき、木田余土地区画整理組合の事業計画の変 更については、次のとおり認可したので同条第4項の規定により告示する。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事業計画を変更する組合

組合の名称 木田余土地区画整理組合

事務所の所在地 土浦市大字木田余1673番地6

事業施行期間 自昭和60年2月12日

至 平成13年3月31日

施行地区
土浦市大字木田余字宮脇、字御陵、字関場、字宮ケ崎、字東台、字西原、字宝積、字籾買

場、字谷頭、字一丁田、字一丁田台、字境川、及び手野町字立下、字後谷、の各一部の区

域

設立認可の年月日 昭和60年2月12日

2 告示すべき変更の内容

事業施行期間 自昭和60年2月12日

至 平成14年3月31日

3 変更認可の年月日 平成13年3月26日

茨城県告示第333号

土浦市下高津一丁目20番35号に事務所を置く土浦市飯田土地改良区から次のとおり役員が就退任した旨、土地改良 法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定により届出があったので、同法第18条第17項の規定により公告する。

平成13年3月26日

茨城県土浦土地改良事務所長 池 上 一 郎

1 退 任

住 所	職名	氏 名
土浦市大字飯田2098番地	理事	宮﨑藤二
" 大字宍塚1412番地	"	坂 本 慶 司
" 大字佐野子1055番地	"	坂 本 行 雄
" 大字飯田2110番地	"	岡 野 廣
" " 2124番地	"	鈴 木 重 雄
" 大字佐野子660番地	"	宮本博
" 大字飯田1987番地	"	飯 田 靜 雄
" 大字矢作793番地	"	大 塚 美 光
" 大字宍塚1446番地	"	佐 野 友 雄
" 大字粕毛650番地	"	岡 野 奨
" 大字飯田1940番地の 1	"	入 江 利
" 大字矢作779番地	"	田納房子
" 大字粕毛63番地	"	岡 野 實
" 大字矢作809番地	監 事	大塚弘衛
" 大字宍塚1456番地	"	佐 野 富 雄
" 大字佐野子672番地	"	稲見米市

2 就 任

住所	職名	氏 名
土浦市大字飯田2127番地	理事	宮崎俊次
" 大字宍塚1412番地	"	坂 本 慶 司
" 大字佐野子1055番地	"	坂 本 行 雄
" 大字飯田2105番地	"	北 沢 利 光
" " 2145番地	"	宮崎六郎
" " 2113番地	"	岡 野 清
" 大字矢作902番地	"	入 江 定 雄
" "805番地	"	矢 口 孝 夫
" "828番地	"	大 塚 和 夫
" 大字佐野子687番地	"	梅澤 清佐衛門
" 大字宍塚1446番地	"	佐 野 友 雄
" 大字粕毛637番地	"	岡 野 公 一
" "635番地	"	岡 野 敏 郎
" 大字宍塚1313番地	監事	佐 野 克 郎
" 大字矢作788番地	"	弓 削 伊三男
" 大字佐野子1015番地	"	安 達 三 郎

告 公

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申 請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお, 当該申請に係る同条第1項第1号, 第2号イ, 第5号, 第10号及び第11号に掲げる書類は, 平成13年5月15 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎) において 公衆の縦覧に供する。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日
 - 平成13年3月15日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 生活支援扶助協会
- 3 代表者の氏名

山下克己

4 主たる事務所の所在地 茨城県土浦市摩利山新田273番地

5 定款に記載された目的

この法人は、多重債務者及び生活困窮者に対して、金融知識の普及並びに各種公的助成制度の紹介、さらには生 活破綻を防ぐためのカウンセリング指導及び各種生活支援に関する事業を行い、多重債務者及び生活困窮者が自立 した生活を送ることのできるよう支援することにより、社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法 (平成10年法律第7号) 第10条第1項の規定に基づき,特定非営利活動法人の設立の認証申 請について、次のとおり申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第1項第1号、第2号イ、第5号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年5月16 日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室 (水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県三の丸庁舎) において 公衆の縦覧に供する。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日 平成13年3月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 まちづくり市民会議
- 3 代表者の氏名

島 田 哲

4 主たる事務所の所在地

茨城県石岡市国府2丁目4番34号

5 定款に記載された目的

この法人は、石岡市に住む人々と石岡市にさまざまな形で関わりのある人々に対して、文化・教育・歴史・環境等に関わる物的・人的資産の発掘と活用、中心市街地の活性化、市民コミュニティの推進に関する事業を行い、石岡市の活性化を目指したまちづくりに寄与することを目的とする。

争議行為の予告通知の公表

日本赤十字労働組合猿島支部執行委員長千葉國光から,平成13年3月16日,労働関係調整法(昭和21年法律第25号) 第37条の規定に基づき、次のとおり争議行為の予告通知があった。

平成13年3月26日

茨城県知事 橋 本 昌

1 事件

賃金引き上げ等に関する事項

2 日時

平成13年3月27日から、本件の事件解決に至るまでの期間

3 場所

日本赤十字労働組合猿島支部の組合員が従事する全職場

4 争議行為の種類

上記3にいう場所の全体にわたり、あらゆる形の争議行為

(警察本部)

○平成13年度茨城県警察官A・B採用特別試験の実施

平成13年度茨城県警察官A・B採用特別試験を次により行います。

平成13年3月26日

茨城県警察本部長 玉井 篤 雄

●試験日(第1次) 平成13年5月13日(日)

●受 付 期 間 平成13年3月26日(月)~4月27日(金)

職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防・捜査、被疑者の逮捕、交通の指導・取締りその他公共の安全と秩序の維持の任務に従事します。

試験区分、採用予定人員及び受験資格

試 験 区 分	採用予定人員	受	験	資	格
男性警察官 A 女性警察官 A	50名程度 10名程度	学校教育法による は平成13年3月31E	大学 (短期大学 日までに卒業見	学を除く。) を 見込みの人又I	でに生まれた人で, を卒業した人若しく は人事委員会がこれ 日から勤務可能な人
男性警察官 B 女性警察官 B	36名程度 4 名程度		各に該当しない		でに生まれた人で, 平成13年10月 1 日

なお、上記の資格に該当する人であっても、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 成年被後見人又は被保佐人 (準禁治産者を含む。)
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこ れに加入した人

試験日時、場所及び合格者の発表

区分	日 時	試 験 地	試 験 場	合格者発表
第	5月13日(日)	水戸市	県立水戸第二高等学校 6月上旬に茨城県人事委員会事務局	
次試験	午前 8 時30分 から	土浦市	県立土浦工業高等学校	警察本部, 県内各警察署及びインターネット・ ホームページに受験番号を掲示発表するほか.
験		下館市	県立下館第一高等学校	合格者のみに通知します。
第二次試験	第 6月12日(火)~14日(木)のうちの1日 二 日時及び試験場は,第1次試験合格者のみに通知し 次 試 ます。 験			第1次試験,第2次試験及び受験資格等の調査の結果に基づいて最終合格者を決定し,発表は7月中旬に第1次試験合格者発表の要領で行い,第2次試験の受験者全員に通知します。

(注) 試験場への自動車の乗り入れは禁止します。

試験場へは、必ず上履き及び下足を入れるビニール袋等を持参してください。

試験の方法及び内容

	区分		内	容		
第	教 養 試 験 (120分)	警察官として必要な一般的知識及び知能について、択一式によりおおむね大学又高校で履修した程度で行います。 (出題分野) 警察官A~社会科学、人文科学、自然科学、判断推理、文章理解(英語を含む。) 数的処理、資料解釈 警察官B~国語、社会、数学、理科、文章理解(英語を含む。), 判断推理、数的処理、資料解釈				
_	論 (作) 文試験 (80分)	文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。				
次			して職務遂行上必要な身体・体力 体検査には,次のような基準があ	ります。		
試		区分	基 男性警察官A・B	準 女性警察官A・B		
		身 長	160cm以上	155㎝以上		
験	身体・体力検査	体 重	47kg以上	45kg以上		
神火		胸囲	78㎝以上			
		視力	両眼とも,裸眼視力0.6以上又は	t矯正視力1.0以上であること。		
		色覚	正常であること。			
		その他	職務遂行に支障のない身体的状態であること。			
		ショートパンツ型の運動着, Tシャツ (女性のみ) を持参してください。				
第一	口 述 試 験	警察官として適するかどうかを個別面接により試験します。				
第二次試験	適性検査	警察官として適性があるかどうかを検査します。				
験	身体精密検査	胸部疾患,伝染性疾患の有無について,医師による診察及び検査を行います。				
資	格 調 査	受験資格の有無等について調査します。				

茨 城 県 報

受験手続

	試験案内・申込書は,茨城県警察本部警務課,県内各警察署,交番,駐在所及び茨城県人事委
	員会事務局で交付します。
₩	郵便で請求する場合は, 封筒の表に「警察官特別試験A・B請求」と朱書し, あて先を明記し
試験案内・ 申 込 書	た返信用封筒 (角形 2 号〔33cm×24cm程度〕) に120円切手をはったものを同封して,茨城県警
の請求	察本部警務課あて請求してください。
00 崩水	なお,受付締切間際の郵便での請求はご遠慮ください。
	警察官採用パンフレットを同時に請求する場合は、封筒の表に「パンフレット・警察官特別
	試験A・B請求」と朱書し,返信用封筒には200円切手をはってください。
	受験申込書に所定事項を記入し、最近3か月以内に撮影した写真(縦・横4㎝,上半身,脱帽,
	正面向きのもの) をはり, 受験票の「郵便はがき」にあて先明記のうえ, 50円切手を必ずはって
	警察本部警務課又は各警察署に持参してください。
	郵便で申し込む際は、警察本部警務課あて「簡易書留」や「配達記録郵便」等確実な方法をと
申込方法	り,封筒の表に「受験申込」と朱書してください。
	また外国の大学を卒業,若しくは卒業見込みで受験される方は,申込時に卒業証明書等が必要
	となりますので,あらかじめ警察本部警務課に問い合わせて,必要書類を確認してください。
	なお,受験票は申込受付期間終了後,警察本部から発送します。受験票が5月7日までに手元
	に届かない場合は,警察本部警務課採用係へ問い合わせてください。
受付時間	月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで。
人 1.1 中立 1回	郵送の場合は4月27日までの消印のあるものに限り受け付けます。

合格から採用まで

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、成績順に採用が決定されます。

平成13年3月31日までに大学を卒業する見込みで受験した方は、卒業した場合のみ採用されます。

採用決定後は巡査に任命され、初任科生として、平成13年10月に警察学校に入校し、6か月又は10か月間初任教 養を受けたのち、本人の希望及び特性を考慮して県内の各警察署に配置されます。

採用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間です。

給 与

平成12年4月1日現在、採用後の給与は、おおむね次のとおりです。

学歴	採用時 (初任給)	採用1年後の月収の平均額	採用後1年間の期末勤勉手当の合計額
大学卒	207,500円	298,931円	819,909円
短大卒	190,000円	278,805円	744,782円
高校卒	174,100円	251,161円	681,426円

(注)採用1年後の月収の平均額とは、特殊勤務手当及び時間外勤務手当等を含めた額です。 学校を卒業後、採用までに一定の経験年数がある方は上記金額に更に一定額が加算されます。 このほか扶養手当、通勤手当等が支給されます。

その他、勤務に必要な制服のほか、靴下、靴、ワイシャツ、ネクタイ、雨衣、手袋等が支給されます。

休 暇

祝祭日のほか、完全週休2日制を実施しています。また、1年に20日間の有給休暇があるほか特別休暇があります。

昇任制度

努力次第で上級警察官への道が開かれており,更に管区警察学校や警察大学校へ入校し,幹部としての教育を受ける機会が与えられています。

福利厚生

住宅

独身寮や家族住宅が完備されているほか、マイホーム実現のため住宅資金の長期低利貸付制度があります。 保養施設・レクリエーション

各種レクリエーション活動を行っているほか、職員や家族がいつでも利用できる全国約60か所の保養施設があります。

この試験についての問い合わせ先

茨城県警察本部警務部警務課 〒310-8550 水戸市笠原町978 - 6

電話 029 - 301 - 0110 (内線3032)

0120 - 3 1 4 0 5 8

又は県内の最寄りの警察署, 交番, 駐在所

インターネット (ホームページアドレス http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/index.htm) により、 採用試験等についての情報を提供しています。

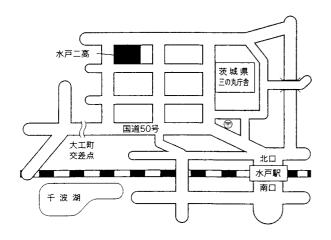
各 試 験 場 案 内 図

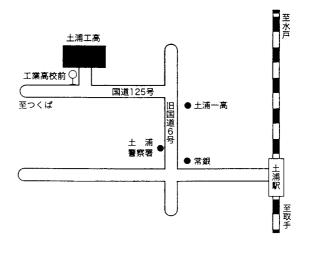
[水戸試験場]

水戸駅から徒歩約15分

[土浦試験場]

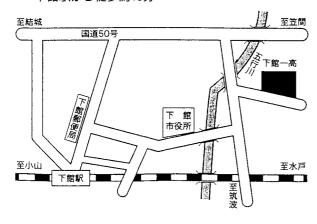
土浦駅からバスで約20分 (土浦工業高校前下車)





[下館試験場]

下館駅から徒歩約15分



(監査委員)

茨城県監査委員公告第6号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第5項の規定に基づき,随時監査を執行したので,同条第9項の規定 により、次のとおり公表する。

平成13年3月26日

茨城県監査委員	潮	田	龍	雄
同	大	高	道	夫
同	内	海	光	久
同	亚	Ш	45	每4

1 監査の目的

高等学校校長の旅費に関する住民監査請求が提出され、その監査を通じて、一部に不適切な事務処理が見受けら れ、適正な執行を教育委員会に要望したところであり、その後の執行状況を確認するとともに、監査の牽制的効果 を高めるため、4高等学校を抽出して、校長の旅費支給事務について、地方自治法第199条第5項の規定に基づく 随時監査を実施した。

2 監査の方法

監査は、平成12年6月、9月及び10月出張分の旅費について、開催通知文、出張復命書、旅行命令票、出勤簿及 び休暇カードを確認することにより実施した。

3 監査対象機関,監査実施年月日及び監査の結果

監 査 対 象 機 関	監査実施年月日	監 査 の 結 果
茨城県立日立商業高等学校	平成 13年 1 月23日	校長の旅費に関する事務の執行は,適正に処理されたものと認める。
茨城県立鹿島高等学校	平成 13年 1 月23日	同 上
茨城県立土浦湖北高等学校	平成 13年 1 月23日	同 上
茨城県立下館第一高等学校	平成 13年 1 月23日	同 上

誤 正

平成13年2月22日付け茨城県報第1239号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
5	上から23	6,979	7,879
5	上から27	6,979	7,879

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月) (金 3,060円)

発 行 茨 城

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978番 6 茨城県総務部総務課 電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)